

組 合 報

協同組合アキュムレーション 広報委員会 2019年4月 VOL. 33

<http://accumulation.or.jp>

組合HPリニューアルしました!

組合員の皆様へ

貴社におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
まもなく日本で過去最長となる10連休が始まります。皆様の会社でも
長期のお休みを取られるかもしれませんが、長期の休暇の折には実習生をめぐるトラブル
も多発します。宿舎内での火の元や、夜間の騒音、繁華街での甘い勧誘等、トラブルの芽
は多いので、休暇前に実習生に対し十分注意喚起して頂きますようお願いいたします。

新たな外国人受入れ制度について

新たな在留資格「特定技能」

未曾有の人材不足に対する対策として、新たな在留資格「特定技能」が創設され、この4月より施行されました。
この在留資格が付与されるのは、特に人材不足が深刻であると認められた以下の14分野です。

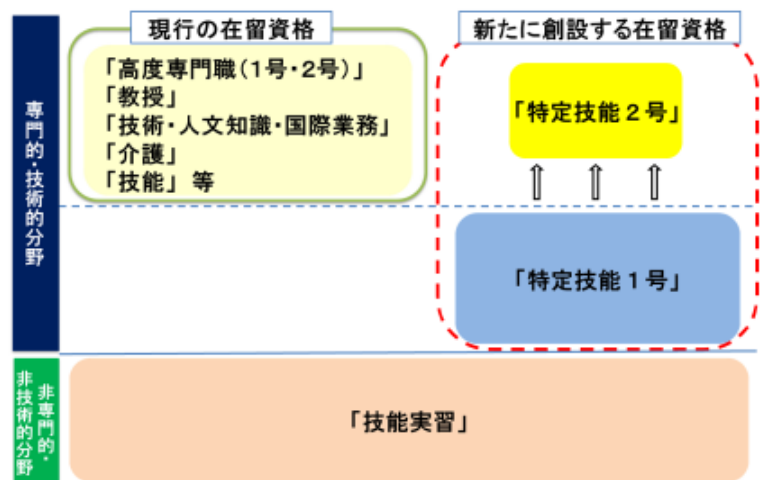
特定産業分野(14分野)

介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、
建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食物品製造業、外食業

在留資格「特定技能」には、相当程度の知識又は
経験を必要とする技能を要する「**特定技能1号**」と、
熟練した技能を要する「**特定技能2号**」の2種類の
資格があり、それぞれ上限5年の在留期間が認め
られますが、特定技能2号の場合は、家族の帯同
も認められています(特定技能2号は建設と造船・
船用工業のみ受入れ可)。

特定技能1号は、一定の技術水準及び日本語能力
を証明する試験に合格した外国人(**試験ルート**)の
ほか、技能実習制度において、**第2号技能実習**を
修了した**技能実習生(技能実習ルート)**も取得でき
ます。

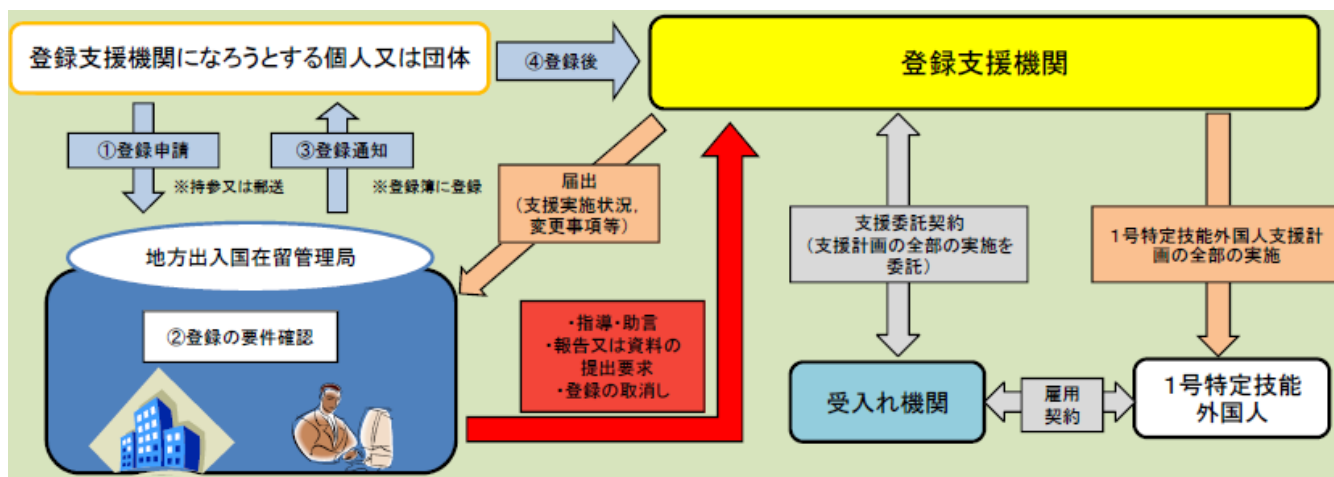
【就労が認められる在留資格の技能水準】



しかし技能実習2号の対象職種が全て特定技能1号の対象分野としてカバーされているわけではありませんので、
特定技能1号の申請ができるかどうか確認が必要となります。詳細については組合担当者にご確認下さい。

特定技能1号では、「1号特定外国人支援計画」(職業生活上、日常生活上、社会生活上の支援)を策定し出入国在留管理局の承認を得て、在留資格認定(又は在留資格変更認定)を受ける必要があります。特定技能では、技能実習制度での監理団体はありませんが、企業(受入れ機関)のみで支援を行うことが困難な場合は、その支援を出入国在留管理庁に登録した「登録支援機関」に委託することができます。

アキュミュレーションも既にこの「登録支援機関」への登録を申請中です。



この新しい制度の運用につきましては、政府の準備遅れもあり、まだ不明確な点もありますので、引き続き情報を収集しご提供してまいります。ご不明の点がございましたら組合担当者にお問合せ下さい。

実施状況報告書について

再々度のご案内となりますが、実習実施者は、毎年1回(5月31日までに)、前年の4月1日から当年の3月31日までの技能実習についての「実施状況報告書」(省令様式第10号)を作成し機構に提出しなければなりません(様式は機構のホームページからダウンロードできます)。原則、報告書は実習実施者自ら記載し、監理団体の確認を受けた後、提出することが求められておりますので、宜しくご対応をお願いします。不明点がありましたら、組合の担当者にお問い合わせ頂くようお願いいたします。

肉製品及び植物の違法な持込みについて

4月22日より、伝染病の侵入防止を徹底するため、空港等において輸入申告のない肉や肉製品(ソーセージ、ハム、餃子等)の違法な持ち込みに対する対応が厳格化されています。また、輸入申告のない植物(稲苗類、果物等)の違法な持ち込みに関しても同様に対応が厳格化されます。

組合員の皆様におかれましては、一時帰国をした技能実習生が知らずに誤って、日本入国時に肉製品や植物を持ち込むことがないように、或いは家族からの土産物等で持ち込むことがないように注意喚起をしていただきますようお願いいたします。

緊急連絡先 (24時間)

【事務局】 TEL : 048-755-9591 FAX : 048-755-9827

【組合職員携帯】 070-5364-0341(石田) 070-3667-8667(杉戸)

070-6520-6943(チャン) 070-3243-3453(ダット) 070-6572-8076(セツ)